

審 査 基 準

令和 3 年 9 月 30 日作成

法 令 名：国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律
根 拠 条 項：第 11 条第 1 項
処 分 の 概 要：国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 2 条（定義）、第 3 条（国外犯罪被害弔慰金等の支給）、第 4 条（国外犯罪被害弔慰金等の種類等）、第 5 条（遺族の範囲及び順位）、第 6 条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合）、第 7 条（支給の制限）、第 8 条（国外犯罪被害弔慰金等の額）、第 9 条（裁定の申請）、第 11 条第 2 項及び第 3 項（裁定等）、及び第 13 条第 1 項及び第 3 項（裁定のための調査等） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第 1 条、第 1 条の 2、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合）、第 6 条（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合の特例）、第 7 条（国外犯罪被害弔慰金の支給に係る裁定の申請）、第 8 条（国外犯罪被害障害見舞金の支給に係る裁定の申請）、第 9 条（領事館を経由して申請が行われた場合の申請の日）及び第 12 条（添付書類の省略） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令第 1 条（法第 9 条第 2 項の地域及び者） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 7 条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成 28 年国家公安委員会告示第 51 号）
準拠基準：国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定は、「国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領」（令和 2 年 12 月 15 日付け警察庁長官官房長通達別添）を参照して行うものとする。
処 理 期 間：1 年
申 請 先：富山県公安委員会
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部警務部警察相談課犯罪被害者支援係 （電話 076-441-2211 内線 2192）
備 考：

